

第7章 議会・議会事務局の体制整備

(一般会議の設置)

第11条 議会は、社会、経済情勢等により新たに生じる行政課題に適切かつ迅速に対応するため、委員会等の制約をこえて、町政全般にわたって、議員と町民が自由に情報及び意見を交換する一般会議を設置するものとする。

(議会図書室の設置、公開)

第12条 議会は、図書室を設置するとともに、これを議員、町民、職員の利用に供するものとする。

(議会事務局の体制整備)

第13条 議会は、議会及び議員の政策形成・立案機能を高めるため、議会事務局の調査・法務機能を積極的に強化する。

(議員研修の充実強化)

第14条 議会は、議員の政策形成及び立案能力の向上等を図るため、議員研修の充実強化を図り、この条例の理念を議員に浸透させるよう努めるものとする。

2 議会は、議員研修の充実強化に当たり、調査研究に積極的に努め、その結果を議会及び議会広報等で町民に報告する。

(議会広報の充実)

第15条 議会は、町政に係る重要な情報を、議会独自の視点から、常に町民に対して周知するよう努めるものとする。

2 議会は、情報技術の発達を踏まえた多様な広報手段を活用することにより、多くの町民が議会と町政に関心を持つよう議会広報活動に努めるものとする。

第8章 議員の身分・待遇、政治倫理

(議員定数及び議員報酬)

第16条 議員定数及び議員報酬は、別に条例で定める。

2 議員定数及び議員報酬の改正に当たっては、行財政改革の視点だけでなく、町政の現状と課題、将来の予測と展望を十分に考慮するとともに、議員活動の評価等に関して町民の意見を聴取するため、参考人制度及び公聴会制度を十分に活用するものとする。

3 議員定数及び議員報酬の改正に当たっては、法律第74条第1項の規定による町民の直接請求があつた場合を除くほか、改正理由の説明を付して議員が提案するものとする。

(議員の政治倫理)

第17条 議員は、町民の負託にこたえるため、高い倫理義務が課せられていることを常に自覚し、町民の代表者として良心と責任感を持つて、議員としての品格と見識を養うよ

う努めなければならない。

第9章 最高規範性及び見直しの手続き

(最高規範性)

第18条 この条例は、議会運営における最高規範であつて、議会は、この条例に違反する議会の条例、規則、規程等を制定してはならない。

(議会及び議員の責務)

第19条 議会及び議員は、この条例に定める理念及び原則並びにこれらに基づいて制定される条例、規則、規程等を遵守して議会を運営し、もつて町民を代表する合議制の機関として、町民に対する責任を果たさなければならない。

(見直し手続き)

第20条 議会は、一般選挙を経た任期開始後、できるだけ速やかに、この条例の目的が達成されているかどうかを議会運営委員会において検討するものとする。

2 議会は、前項による検討の結果、条例、規則、規程等の改正が必要な場合は、この条例の改正を含む適切な措置を講ずるものとする。

3 議会は、この条例を改正する場合には、全議員の賛同する改正案であつても、本会議において、改正の理由及び背景を詳しく説明しなければならない。

(委任)

第21条 この条例に定めるもののほか、必要な事項については、議会運営委員会が別に定める。

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

附 則 (平成27年条例第14号)

この条例は、平成27年6月8日から施行する。